

2018.12.03

PL レポート(製品安全) <2018 No.9>

■「PL レポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○経済産業省が「平成 30 年度製品安全対策優良企業表彰」の受賞企業を発表

(2018 年 11 月 7 日 経済産業省)

経済産業省は、11 月 7 日、「平成 30 年度製品安全対策優良企業表彰」の受賞企業を発表しました。本表彰は、経済産業省が民間企業の製品安全に対する積極的な取組を促進し、社会全体として製品安全の価値を定着させるために毎年行っている表彰制度で、本年度で 12 回目を迎えます。

今年度の受賞企業・団体は以下のとおりです。

(1) 経済産業大臣賞

【大企業 製造事業者・輸入事業者部門】

パナソニック株式会社 アプライアンス社 ランドリー・クリーナー事業部

【大企業 小売販売事業者部門】

株式会社ニトリホールディングス

【中小企業 小売販売事業者部門】

株式会社大一電化社

(2) 技術総括・保安審議官賞

【大企業 製造事業者・輸入事業者部門】

株式会社リコー

【大企業 小売販売事業者部門】

パナソニックホームズ株式会社

【中小企業 小売販売事業者部門】

有限会社ナルデン

(3) 優良賞(審査委員会賞)

【大企業 小売販売事業者部門】

株式会社千趣会

【中小企業 製造事業者・輸入事業者部門】

株式会社ヨシカワ ライフスタイル事業部

株式会社幸和製作所

(4) 特別賞(審査委員会賞)

株式会社友和

ヤマトロジスティクス株式会社

一般社団法人日本サッシ協会

本表彰は、「企業の製品安全に対する意識の向上や、企業の枠を越えて製品安全という重要な価値を共有する『製品安全文化』の定着を図る」ことを目的として、様々な製品分野の事業者が表彰されてきました。

本表彰のホームページでは、これまで表彰された事業者の取組事例と受賞のポイントが公開されており、以下の観点から参考になるものといえます。

- ・ 自社の製品安全に係る取組を評価するうえで、メルクマールになる
- ・ 製品安全実現のための課題に直面し、それを乗り越えた過程が示されている
- ・ 複数回受賞している企業においては、製品安全管理態勢の強化の過程を見て取ることができる

自社の製品安全管理態勢の見直し・強化に向けて、これらの事例で示された取組を活用していくことが望まれます。

出所：経済産業省プレスリリース <http://www.meti.go.jp/press/2018/11/20181107003/20181107003.html>

ONITE が「2017 年度 事故情報収集・調査報告書」を発行

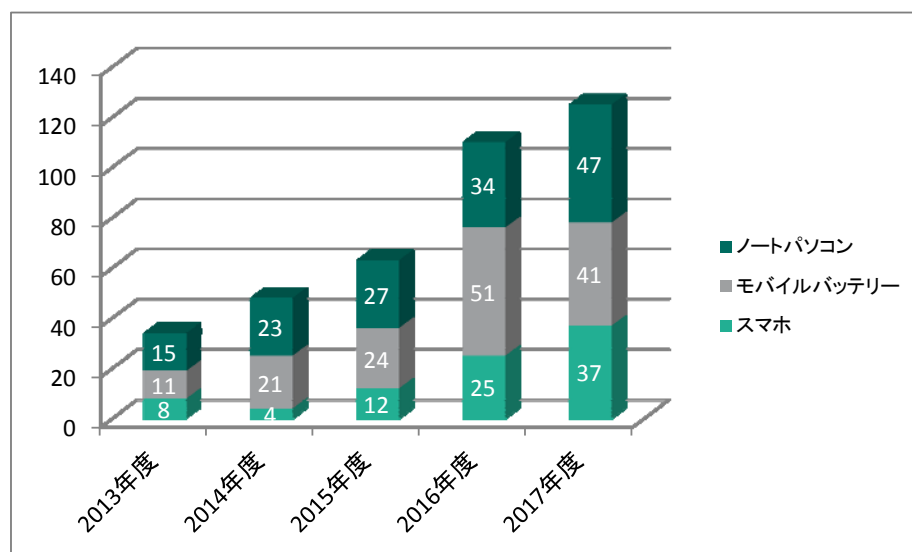
(2018 年 10 月 30 日 独立行政法人製品評価技術基盤機構)

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、10 月 30 日、「2017 年度 事故情報収集・調査報告書」を発行しました。

本報告書は、2017 年度（2017 年 4 月～2018 年 3 月）の重大製品事故情報及び非重大製品事故情報の収集状況、並びに 2017 年度までに収集した事故情報のうち 2017 年度中に実施した調査について、2018 年 8 月 1 日の集計結果として取りまとめたものです。

2013 年度から 2017 年度までの 5 年間の事故件数の推移は、2013 年度：4,226 件、2014 年度：2,955 件、2015 年度：2,856 件、2016 年度：2,487 件、2017 年度：2,561 件となっています。2013 年度から 2016 年度まで減少傾向が続いていましたが、2017 年度は前年度と比較し 74 件増加しています。また、パソコン、モバイルバッテリー、スマートフォン（以下、「モバイル 3 製品」という）のリチウムイオン蓄電池による事故については、下表のとおり 2013 年度以降、一貫して増加傾向にあります。

表. 5 年間のモバイル 3 製品のリチウムイオン蓄電池による事故情報件数推移



NITE「2017 年度 事故情報収集・調査報告書」図 7 をもとに弊社が編集

上述のとおり、近年は、製品事故件数が減少傾向にあるのに対し、モバイル 3 製品のリチウムイオン蓄電池を起因とした事故件数が増加傾向にあることが特徴的といえます。これは、蓄電池の素材がニッケル水素からリチウムに移行し始めた 2010 年代前半に製造された製品で、品質面での不具合が顕在化しているものと分析されています。

これらの製品に見られるように、新技術を用いた製品については、市場にリリースした後、一定数の事故・不具合が発生することは否定できません。事業者においては、事故・不具合情報を正確にとらえるための体制とこれらの情報を設計等に反映させる仕組みを講じていくことが求められます。

出所：NITE「2017 年度 事故情報収集・調査報告書」 <https://www.NITE.go.jp/data/000094919.pdf>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○米国運輸省が自動運転車の安全な開発推進に向けての新ガイダンスを公表 (2018 年 10 月 4 日 DOT)

DOT (Department of Transportation：米国運輸省) は、10 月 4 日、自動運転車に関する新しいガイダンス「Preparing for the Future Transportation : Automated Vehicles 3.0」(以下、「AV 3.0」) を公表しました。

この AV 3.0 は、自動運転車をその他の多種多様な陸上交通システムに安全に組み込むための技術開発に対する同省の官民との連携方針とその具体策を示したもので、昨年発行されたガイダンス「Automated Driving System 2.0 : A Vision for Safety」(以下、「AV 2.0」) の追加の位置付けとなります (AV 2.0 については、本レポート 2017 年度第 8 号を参照ください)。

AV 3.0 では、以下の指針等を示すことにより、安全な自動運転技術開発を推進するとしています。

- ・複合的な陸上交通システムに対する安全指針を示すこと
- ・曖昧さを最小限に抑えた明確な指針とすること
- ・技術の発展に応じて行われる同省との協業に向けての道筋を示すこと

また、同省との連携先として、製造事業者、技術開発機関、道路等のインフラの所有者と運用人、運輸事業者、バス事業者及び州政府と自治体等を想定しています。

上記を踏まえ AV3.0 では、例えば、自動運転技術に関して、次のような新しい定義や方向性を示しています。

- ・今後、同省が発表する通知や見解において「運転者 (driver)」あるいは「操縦者 (operator)」という言葉は、人間のみならず自動システムをも指すこととする
- ・各種組織、団体等により考案される自動運転技術に関する自主的な規格について、同省が今後の技術の発展に寄与すると判断した場合には、それらの規格の開発を促進する
- ・車車間通信 (車両同士の通信) 及び路車間通信 (道路等のインフラと車両の通信) 等の安全運転支援システムについては、引き続き 5.9GHz の周波数帯を使用することで開発を続ける

自動運転技術は急速に進歩しており、世界各地で実証実験が拡大している一方で、公道における試験走行中の自動運転車の事故も報告され、実用化の促進と開発段階での安全確保の両立

が大きな課題となっています。今回の AV 3.0 はそのような社会の要求に応えるために同省が作成したもので、その最大の特徴は、過去のガイダンスが自動運転車という独立した製品のみを対象として技術開発に係る安全確保を目的としていたのに対し、自動運転車を広範囲な陸上交通システムの一部として捉え、そのシステム全体の安全確保を対象としていることです。

このようにガイダンスの対象範囲を拡大することは、一般的には行政当局の規制強化につながると考えがちですが、AV 3.0 の場合は、むしろ事業者等が自由に活動できる範囲を広げ、それを明確にしたと捉えるべきといえます。同省長官も、本ガイダンスの序文で次のように述べています。

- ・ より安全な車両を実現できる新規事業者の参入を奨励する
- ・ 民間における技術革新の急速な進展に対応するために、運輸省の規制導入・改訂をより迅速におこなう
- ・ 事業者の技術革新を支援し、市場及び関係者とのコミュニケーションをオープンにする

自動運転の実現により社会が享受する最大のメリットは、交通事故とそれによる経済損失の飛躍的な減少であるとされていますが、それゆえに、実用化の途上における事故発生は、開発の遅れや市場からの信頼性の低下に繋がりがかねません。事業者としては、各国の法規制や当局が公表している施策等を十分に理解し、自社に関わるリスクを評価・低減したうえで事業を進めることが重要となります。

出所：DOT プレスリリース <https://www.transportation.gov/briefing-room/automated-vehicles>

AV 3.0 ガイダンス全文 <https://www.transportation.gov/av/3>

OCPSA が大手流通事業者に対して制裁金の支払い命令

(2018 年 10 月 5 日 CPSC)

CPSC (Consumer Products Safety Commission : 米国消費者製品安全委員会) は、10 月 5 日、大手流通事業者が CPSA (Consumer Product Safety Act、: 消費者製品安全法) に定められた製品事故報告義務に違反したことを認め、USD3,850,000 (約 4 億円) の制裁金の支払いに合意したことを公表しました。

CPSC によれば、同社は家庭の台所等で使用される蓋付きの直方形のごみ箱 (trash can) について、製品の背面にある開口部のゴムカバーが外れ手指を切るおそれを認識していたにもかかわらず、その事実を CPSC に報告せずに販売を継続していました。CPSC への事故報告まで、同社は 92 件の報告を受け取っており、このうち 60 件が報告義務のあるものでした。

米国やオーストラリアにおいては、製品事故報告やリコールの適切な実施に対する違反や不作為に対して制裁金が課せられますが、特に大企業に対して高額を支払いを命じる傾向にあることは、本レポートでも度々紹介してきました (2018 年度第 7 号、2017 年度第 1 号)。本件についても、以下の点で典型的な一例とみられます。

- ・ 制裁金を課すことの判断やその額の決定は、リスクの大きさやリコールの規模 (対象台数や製品単価) よりも、不正行為を行った事業者の規模 (総売上額や従業員数等) により判断される。
- ・ 違法行為を行ったことに対する制裁的な意味合いに加え、今後同様の行為の抑止を目的として、制裁金額を事業経営に影響が及ぶほどの高額にしている

事業展開している国・地域によって規制状況は異なりますが、自社の取扱製品で安全上のリ

スクが認識された場合、行政当局と市場に対して適切な情報を迅速に開示して、消費者の安全確保を最優先に行うことが事業者に通じて求められます。事業者としては、これらを実現できる体制が整っているかどうかをあらためて確認しておく必要があるといえます。

出所：CPSC プレスリリース

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2019/Costco-Agrees-to-3-85-Million-Civil-Penalty-Compliance-Program-for-Failure-to-Report-Defective-Trash-Cans>

○フロリダ州最高裁が「Daubert 基準」を定めた同州証拠法を違憲・無効と判断

(2018 年 10 月 15 日米国フロリダ州最高裁)

2018 年 10 月 15 日、米国フロリダ州最高裁は、訴訟専門鑑定人証言等の科学的証拠の採用基準について、「Daubert 基準」を定めた同州証拠法を違憲・無効としました。

ここでは、米国における科学的証拠の採用基準を巡って、これまでの経緯を概観するとともに、上記判決のポイントについて解説します。

1. 科学的証拠の訴訟における証拠採用に関わる経緯について

1993 年に連邦最高裁判所が *Daubert v. Merrell Dow Pharmaceuticals, Inc.* (509 U.S. 5579 (1993)) 事件において「Daubert 基準」が確立するまでは、裁判における科学的証拠の採用基準として D.C.巡回区連邦控訴裁判所の *Frye v. United States* (293 F. 1013 (D.C. Cir. 1923))における「Frye 基準」が採用されていました。

「Frye 基準」は、「科学界で一般的に信頼できると受け入れられている (generally accepted in the scientific community) 意見」であれば証拠として採用できるとしたものです。この基準は、「一般に信頼できると受け入れられている」か否かが判断基準であったため、博士号等の肩書のある専門鑑定証人が鑑定人意見書で欠陥理論さえ提出すれば裁判所が証拠として採用していました。その一方で、博士号を持つ専門鑑定人が報酬目的で、その訴訟限りの欠陥理論を述べるのが横行し、「似非科学 (Junk science)」という問題を生む温床となりました。

その後、この問題は、連邦最高裁判所の 1993 年の *Daubert v. Merrell Dow Pharmaceuticals* 判決により覆り、裁判所判事は科学的証拠導入の「番人 (Gate keeper)」として、以下のような検証に基づく証拠導入判断を行う役割を担うことが明確化されました。 (「Daubert 基準」)

- ・その理論や技術は実証されているか。
- ・その理論や技術は学会の査読を受け、公表されているか。
- ・裁判所はその理論や技術の錯誤率や、適用に関わる支配的な基準を確認しているか。
- ・その理論や技術は科学界において一般的に受け入れられているか。

その後、「Daubert 基準」は、全米約 8 割の州で証拠法として立法化されました。「Daubert 基準」は、専門鑑定人意見の適格性にかかわる裁判所判断で、証拠と認められなければ、証拠不十分による請求棄却へと結びつけることができるために、被告側の戦略において大きな意味を持つことになりました。

2. フロリダ州の状況について

フロリダ州においては、2013 年に、1979 年フロリダ証拠法 (Florida Evidence Code) の改正として「Daubert 基準」が条文化されました。

しかし、2017 年 2 月 16 日のフロリダ州最高裁判所の当該改正証拠法にかかわる違憲判決

(In re Amendments to the Florida Evidence Code, No. SC16-181, 2017 WL 633770)において、「Daubert 基準」の条文化を含む 2013 年の法改正部分を「陪審裁判を覆し、裁判を受ける権利を否定するもの (undermining the right to a jury trial and denying access to the courts)」として重大な違憲 (“grave constitutional concerns”) の疑いがあり、無効と判断されていました。

3. 今回の事案の概要とポイント

アスベストによる健康被害について提訴された今回の PL 訴訟において、事実審が採用した原告の専門鑑定人の証言に対して、控訴審が「Daubert 基準」に照らし、事実審において裁量権の濫用があるとして、再審が妥当と判断しました。本訴訟は、この判断に対し、原告側がフロリダ州最高裁に対して上告したものです。

フロリダ州最高裁は、前述の 2017 年 2 月 16 日判決での判断を本訴訟にも適用し、「証拠法は実体法側面において立法府が決定権限を持つが、手続法側面において決定権限を持つのは司法府のみである。「Frye 基準」を「Daubert 基準」に変更する 2013 年の法改正の内容は司法府権限に対する侵害である。さらに、立法府が裁判所規則を廃止することは 2/3 の議決により可能であるが、2013 年の改正法案では「Frye 基準」を廃止すると明記されておらず、議決も不十分である。(下院議決 58%)」と判示しました。その上で、事実審の専門鑑定人証言の採用は適切であったとして、控訴審に差し戻す旨の判断をしました。

上記により、フロリダ州最高裁は、訴訟専門鑑定人証言等の科学的証拠の採用基準について、「Daubert 基準」を定めた同州証拠法を違憲、無効とし、過去に採用されていた「Frye 基準」に戻すことを判断したことになります。

このことは、フロリダ州における PL 訴訟において、被告側の有効な抗弁が一つ減ることを意味します。PL 訴訟がフロリダで提訴された場合、被告事業者が不利な状況になる可能性があることを認識した上で、訴訟戦略を練ることが求められます。

出所：JUSTIA US Law <https://law.justia.com/cases/florida/supreme-court/2018/sc16-2182.html>

以上

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2018